

1. はじめに

計画策定の目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓から「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。本市では、耐震改修促進法に基づき平成20年3月に「岡崎市建築物耐震改修促進計画（以下「現計画」という。）を策定し、耐震化に取り組んできました。

令和2年度末の現計画期間満了にあたり、国・県の新たな耐震化の目標等に合わせ本計画を新たに策定し、地震による建物被害と人命・財産の損失を未然に防ぐため、住宅・建築物の耐震化に更に取り組むことを目的とします。

2. 計画の基本的事項

対象区域	岡崎市全域
計画期間	令和3年度～令和12年度（令和7年度に中間見直し）
対象建築物	全ての建築物 特に昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び特定既存耐震不適格建築物と耐震診断義務付け対象建築物

3. 令和2年度における本市の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状

現状までの耐震化率	H20	H27	R2
計画目標	—	90%	95%
実績値	79.7%	87.8%	91.3%

建築物の耐震化の現状

建築物の区分		耐震性の不十分または不明な棟数 ()内は耐震化率を示す		
特定 既存 耐震 不適格 建築物	多数の者が利用する建築物	残り61棟 (94.5%) 【目標95%】	共同住宅37棟、工場8棟 店舗7棟、他9棟	
	危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物	残り24棟 (71.4%)	工場等	
	地震発生時に通行を確保すべき 道路沿道の建築物	残り4棟 (96.6%)	国道473号沿い戸建て住宅3棟 岡崎環状線沿い共同住宅1棟	
耐震 診断 義務 付け 対象 建築物	要緊急安全確認大規模建築物	—	《耐震化完了》	
	要 安全 確認 計 画 記 載 建 築 物	防災拠点建築物	—	《耐震化完了》
		緊急輸送道路沿道 の通行障害建築物	残り1棟	国道1号沿い共同住宅1棟

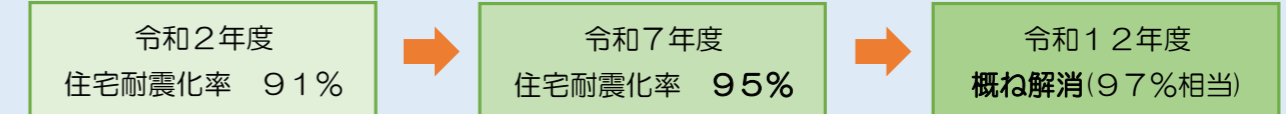
※特定既存耐震不適格建築物と耐震診断義務付け対象建築物に該当する市有建築物は全て耐震化完了。

4. 基本方針と目標

計画の方針

本市の方針	
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度までに住宅の耐震化率 95% ・R12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消（97%）
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を解消 ・R12年度までに耐震性が不十分な特定既存耐震不適格建築物を概ね解消（97%）

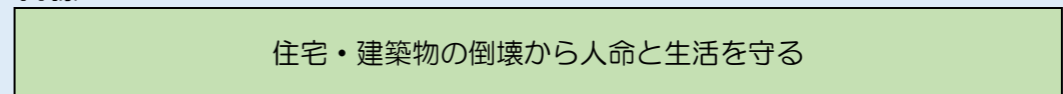
住宅の耐震化目標



建築物の耐震化目標

建築物の区分	耐震性の不十分または不明な棟数		
	R2	R7	R12
特定 既存 耐震 不適格 建築物	多数の者が利用する建築物 残り61棟	R2の棟数を 1/2	R2の棟数を 1/4
	危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物 残り24棟		
	地震発生時に通行を確保すべき 道路沿道の建築物 残り4棟		
耐震診断義務付け対象建築物 (緊急輸送道路沿道の通行障害建築物)	残り1棟	《耐震化完了》	

減災対策の目標



5. 耐震化を促進するための新たな施策

施策	
住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重点啓発区域を設定し耐震化の促進を実施 2. 分譲マンションの管理組合への耐震化の意識啓発 3. 防災ベッド設置費補助制度の新規追加
建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定既存耐震不適格建築物所有者への耐震化の意識啓発 ①多数の者が利用する建築物所有者への戸別訪問等の実施 ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は消防本部の査察に同行 2. 耐震改修設計費、工事費、除却費の各制度の創設を目指す 3. 耐震診断義務付け対象建築物所有者に耐震化の意識啓発を強化し、指導・助言を実施